

石巻市監査委員告示第8号

令和3年3月5日付け石巻市監査委員告示第5号で公表した教育委員会の定期監査結果報告について、石巻市教育委員会教育長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和3年4月12日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市教育委員会
教育長 境直彦

監査結果に係る措置について

令和3年3月5日付け石監第42号で指摘のあったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>学校管理課</p> <p>【徴収事務】</p> <p>(1) 桜坂高校に設置を許可している自動販売機（2台分）に係る電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の定期監査において確認したのは、令和2年4月から11月分までであるが、その後の期間についても確認を行い、誤りがあれば適正に処理すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・誤徴収額……50,778円・正徴収額……35,893円・過大徴収額・・14,885円 <p>(2) 牡鹿中学校敷地の一部使用許可に係る使用料の算定を誤り、次のとお</p>	<p>学校管理課</p> <p>【徴収事務】</p> <p>(1) 今回指摘を受けました自動販売機に係る電気料（実費徴収）の算定誤りにつきましては、本来、実費額のみとすべきところ、基本料金を含めて計算したことによるものです。</p> <p>過大徴収額につきましては、納入者に対し顛末を説明の上、還付手続きを進めております。</p> <p>なお、令和2年12月分からは適正な計算方法により算定した額を請求しております。</p> <p>今後は、複数の職員による事務処理チェック機能が、適正に働く体制を確保し、再発防止に取り組んでまいります。</p> <p>(2) 今回指摘を受けました牡鹿中学校敷地の一部使用許可に係る使用料の</p>

<p>り過小に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の誤りは、許可期間が1か月未満でありながら、消費税及び地方消費税相当額が含まれていなかったことに起因する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤徴収額……17,366円 ・ 正徴収額……19,102円 ・ 過小徴収額・・ 1,736円 	<p>算定誤りにつきましては、公有財産貸付料算定基準等の関係法令を正しく理解していなかったことによるものです。</p> <p>過小徴収額につきましては、納入者に対し顛末を説明の上、令和3年4月末日までに納入いただくようお願いしております。</p> <p>今後は、関係法令を正しく理解するとともに、複数の職員による事務処理チェック機能が、適正に働く体制を確保し、再発防止に取り組んでまいります。</p>
<p>複合文化施設開設準備室</p> <p>【基本的事項】</p> <p>郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認するなど、適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便発送簿の残高 7,427円 ・ 郵便切手の残高 7,769円 ・ 差額 342円 (現物過多) 	<p>複合文化施設開設準備室</p> <p>【基本的事項】</p> <p>今回指摘を受けました郵便発送簿記載の残高と、郵便切手の残高に差が生じていた原因につきましては、郵便発送簿記載後に実発送件数が少なくなったにも関わらず、適時その修正を行わなかったことによるものです。</p> <p>今後は、使用の都度、発送簿残高と現物の確認を複数の職員により行い、再発防止に取り組んでまいります。</p>
<p>石巻中央公民館</p> <p>【徴収事務】</p> <p>石巻中央公民館に設置を許可している自動販売機に係る電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の定期監査において確認したのは、令和2年4月分から12月分までであるが、その後の期間についても確</p>	<p>石巻中央公民館</p> <p>【徴収事務】</p> <p>今回指摘を受けました自動販売機に係る電気料（実費徴収）の算定誤りにつきましては、電力計算表において、本来適用すべき区分を誤って計算したことによるものです。</p> <p>過大徴収額につきましては、納入者に対し顛末を説明の上、還付手続きを進めております。</p>

<p>認を行い、誤りがあれば適正に処理すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 誤徴収額……20,098 円・ 正徴収額…… 9,858 円・ 過大徴収額……10,240 円	<p>なお、令和3年1月分からは適正な計算方法により算定した額を請求しております。</p> <p>今後は、複数の職員による事務処理チェック機能が、適正に働く体制を確保し、再発防止に取り組んでまいります。</p>
--	---